

令和7年度 夏号 市営住宅だより

【収入申告書および減免申請書の受付を開始します】

来年度の家賃決定に向けた手続きとして、収入申告書（普通市営住宅・コミュニティ住宅）および家賃減免申請書（改良住宅）の受付を開始いたします。

受付期間	令和7年8月1日（金）から 9月1日（月）まで
返 送 先	〒662-0918 西宮市六湛寺町 10 番 3 号 西宮市役所 南館 3 階 西宮市営住宅管理センター 

申告・申請の流れ

8月1日（金）付で関係書類を送付いたしますので、ご記入・ご署名のうえ、必要書類（該当する方のみ）を添えて、9月1日（月）までに西宮市営住宅管理センター必着で返送してください。収入の有無にかかわらず、市営住宅の入居世帯の皆さまに提出していただきます。

なお、県公社住宅・特別賃貸住宅・店舗をご利用の方は提出の必要がないため、書類は送付されません。

提出されない場合の影響

収入申告書を提出されない場合、収入状況に関係なく近傍同種家賃（公営住宅法上の上限家賃）を負担していただくことになります。

また、改良住宅においても家賃減免申請書を提出されない場合は、収入状況に関係なく規則家賃における最高額を負担していただくことになります。

収入等に応じた適正な家賃を決定するため、必ず受付期間内に提出してください。

【緊急連絡先の届出について】

緊急連絡先に変更があった場合は、西宮市営住宅管理センターにご連絡ください。

【家賃および駐車場使用料を期限内に納めましょう】

家賃および駐車場使用料の納期限は、毎月 10 日です。該当日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、その翌営業日が納期限となります。

3 か月以上滞納された場合は、住宅の入居許可（駐車場の使用許可）を取消し、明渡しを請求することになります。なお、明渡し請求後も自主的に退去等いただけない場合には、訴訟提起のうえ、強制執行の手続きを取らせていただくことがありますので、必ず納期限までにお支払いください。

また、納付には便利な口座振替もご利用いただけます。ぜひご活用ください。

【口座振替開始の手続きについて】

口座振替を開始するためには、以下の手順でお手続きください。

1. 申込書の入手

西宮市営住宅管理センターにて申込用紙をお受け取りください。お電話にてご連絡いただければ、申込書をご自宅へ郵送いたします。

2. 金融機関での手続き

申込書に必要事項をご記入のうえ、口座振替を希望される金融機関の窓口へ提出してください。西宮市営住宅管理センターで申込書の受付はできません。

3. 口座振替決定のお知らせ

およそ 1～2 か月後に「口座振替決定について」の通知が届きます。

4. 口座振替の開始

「口座振替決定について」に記載の振替開始月の 10 日より口座振替が始まります。該当日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、その翌営業日に引き落としされます。



【共用部分への物の放置は禁止されています】

共用廊下・階段・踊り場などの共用部分に、自転車・植木・物置・エアコンの室外機（専用の設置スペースがある場合を除く）などを置くことは禁止されています。これらの物品は通行の妨げとなるだけでなく、緊急時には消防活動の障害となるため、西宮市火災予防条例第 41 条に違反する行為となります。

また、建物外壁やベランダの手すりへの洗濯物干し・アンテナの設置は、落下の危険があるためしないでください。特に強風時には、物が飛ばされる可能性があり、周囲の安全を脅かす恐れがあります。

快適にお過ごしいただける環境づくりのため、ご理解とご協力をお願いいたします。

【命を守る3つの行動！ご自宅でできる防災の備え】

火災はいつ起きるかわかりません。いざという時に「どうすればいいの？」と迷わないために、ご自宅でできる3つの大切な行動をイメージしてみましょう。

1. 知らせる行動：火事だ！119番！

火事を見つけたら大きな声で「火事だ！」と叫び、周りの人に知らせましょう。

落ち着いて119番に電話をかけましょう。

例：「火事です。市営〇〇住宅〇〇号室です。住所は〇〇で、〇〇小学校の北側です。リビングのストーブが燃えています。」



2. 火を消す行動：小さな火は、大きくしない！

炎が小さい場合は 消火器や水を使って消火しましょう。ただし、炎が天井まで達している場合は、迷わず避難してください。無理は絶対にしないでください。

もし天ぷら油に火がついてしまったら、水をかけるのは絶対にやめてください。かえって火が大きくなって、とても危険です。代わりに、ぬれたタオルなどを手前からそっとかぶせると、火を消すのに役立ちます。

また、日頃から消火器の設置場所を確認し、その使用方法を事前に把握しておくことが重要です。一人ひとりが正しい知識と判断力を身につけることで、火災の被害を最小限に抑えることができます。

3. 逃げる行動：煙から身を守り、安全な場所へ！

煙が充満したら姿勢を低くして、ハンカチなどで口と鼻を覆って安全な場所へ避難しましょう。煙を吸い込むと大変危険です。一度避難したら、絶対に戻ってはいけません。

避難経路を事前に確認しておきましょう。エレベーターは使えません。

避難する際は、隣近所にも声をかけ、助け合いましょう。就寝中でも、すぐに避難できる準備をしておきましょう。



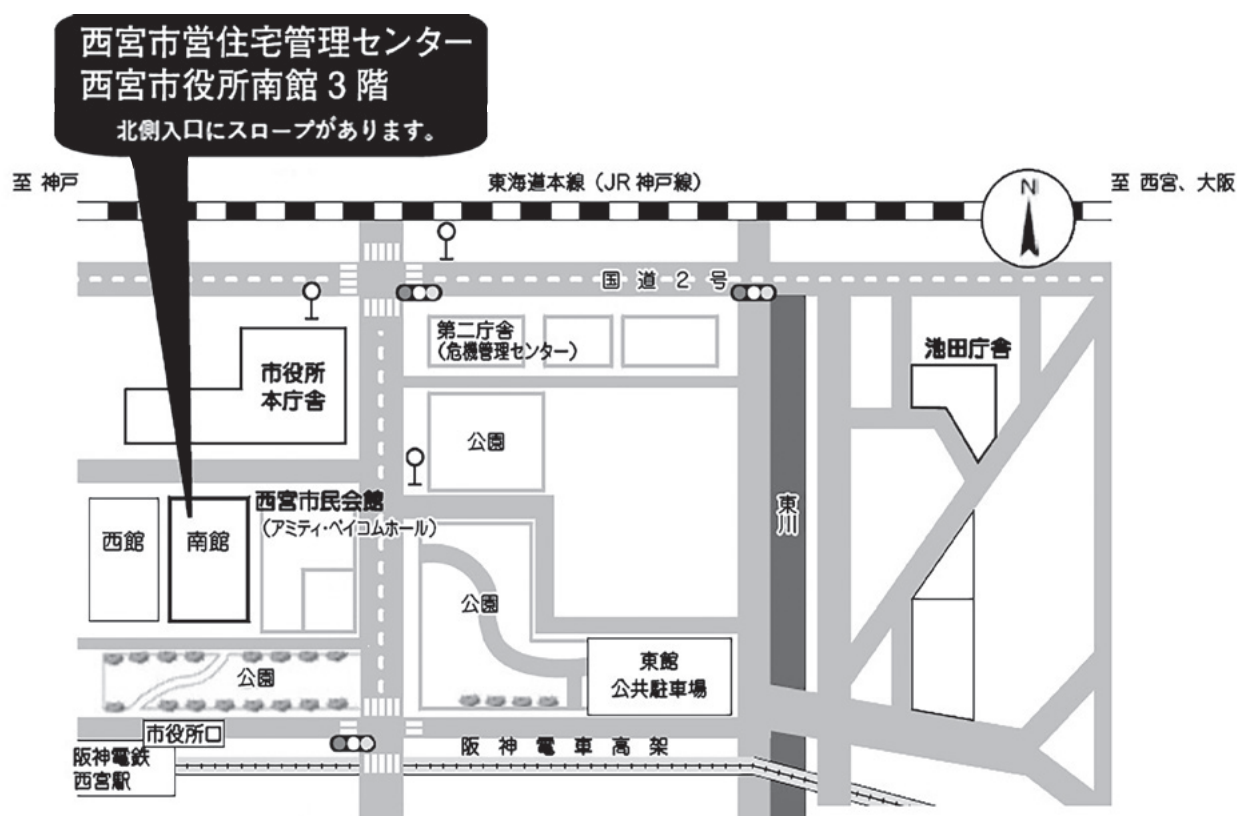
火災は他人事ではありません。「もしも」の時の行動を具体的に考えてみてください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先・時間	所在地	電話番号
市営住宅及び敷地内の日常的な管理について	西宮市営住宅 管理センター 窓口営業 9時00分 ～ 17時00分 ※ 電話受付時間は 17時30分まで	西宮市役所 南館 3階	0798-35-5028
市営住宅の入居者の募集、返還について			
市営住宅の入居者の異動などについて			
市営住宅の家賃について			
建替対象住宅からの住替えについて			
市営住宅の駐車場・模様替え・その他について			
市営住宅の修繕について			

夜間・休日の緊急連絡先 ⇒ 0798-35-5028（コールセンターへ転送）

※ 電話が混み合っている場合、コール音が長く続く場合があります。

〈アクセスマップ〉



視覚障害者の方に向けて「市営住宅だより」をCDやテープに録音して配布する取り組みをおこなっております。数に限りがございますので、ご希望の方はご連絡ください。（0798-35-5028）